

2018年9月19日

関係各位 殿

九州大学キャンパスライフ・健康支援センター  
丸山 徹

キャンパスライフ・健康支援センター（健康科学部門）教員の公募について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび九州大学キャンパスライフ・健康支援センターでは、学生ならびに教職員に対して保健管理業務および健康教育活動を行う教員を公募いたします。

つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、貴関係者にお知らせいただくとともに、適任者をご存じの場合は、応募をお勧め下さいますようお願い申し上げます。

なお、キャンパスライフ・健康支援センターについてはホームページ  
<http://www.chc.kyushu-u.ac.jp>をご参照ください。

敬具

記

1. 職名・人員 教授もしくは准教授 1名
2. 所属 キャンパスライフ・健康支援センター 健康科学部門
3. 職務
  - 1) 学生および教職員の健康相談・診療など健康管理業務
  - 2) 健康医学などに関する研究
  - 3) 産業医活動
  - 4) 健康科学に関する全学的な教育
  - 5) 学生・教職員の健康診断とその事後処置や事後指導
4. 応募資格：次の各号の条件を満たす者
  - 1) 医師であり内科または精神科の専門医等の資格を有する者
  - 2) 産業医の資格を有する者または採用時まで取得見込みのある者
  - 3) 博士の学位を有する者
  - 4) 学生ならびに職員の心身の健康管理に十分な理解と熱意を有する者
  - 5) 健康管理業務（特に産業保健活動）および健康教育に実績があることが望ましい
5. 着任時期：2019年4月1日
6. 提出書類（提出書類は紙媒体とします。ただし1）と2）については電子媒体も添付してください）
  - 1) 履歴書（A4版、写真貼付、資格（登録番号を記載）、携帯電話番号と電子メールアドレスを明記のこと）
  - 2) 大学における学生ならびに教職員の保健活動のあり方についての見解と抱負（4,000字以内：これまでの医師としての経験と専門能力を職務にどう活かせるか、教授として業務におけるリーダーシップをどのように発揮するかなどを記載すること）
  - 3) 健康相談活動、産業医活動、診療活動の実績報告書（書式自由）
  - 4) 教育活動（特に健康教育）の実績報告書（書式自由）
  - 5) 現在までの研究の総括（2,000字以内）と主要な研究業績の別刷5編
  - 6) 研究業績目録：①原著論文（査読のあるなし別に）②著書③総説（査読のあるなし別に）④症例報告（査読ありのみ）⑤報告書⑥資料論文⑦研究費獲得について項目別にまとめる。なお、

学会発表・抄録については記載不要です。

7) 健康診断書

- 8) 応募者について問い合わせのできる方 3 名の氏名と連絡先及びそのうち少なくとも 1 名からの推薦状。ただし、推薦状に関しては、応募書類とは別便で推薦者の方が下記「書類提出先」に応募期限までにお送りいただいても結構です。なお、電子メールやファクスによる推薦状は受け付けません。

以上の書類を封筒に同封のうえ、表面に「キャンパスライフ・健康支援センター 健康科学部門 教授もしくは准教授（医師）応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。なお、応募書類は返却しません。返却を希望される場合は、返信用の封筒（宛名を記し、必要額の切手を添付したもの）を同封してください。

7. 応募締切り：2018 年 11 月 2 日（金）17 時までには必着とします。
8. 選考方法：選考に当たっては面接を行う場合があります。ただし、その際の旅費・滞在費は応募者の自己負担とします。
9. 書類提出先ならびに問合せ先  
〒819-0395 福岡市西区元岡 7 4 4  
九州大学キャンパスライフ・健康支援センター  
センター長 丸山 徹（まるやま とおる）  
（学務部 基幹教育課 運営支援係）  
E-mail: [maruyama@artsci.kyushu-u.ac.jp](mailto:maruyama@artsci.kyushu-u.ac.jp)

10. その他

九州大学は女性研究者の応募を歓迎し、働きやすい職場を研究者の皆様に提供すべく努力しています。

九州大学では男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の精神に則り、教員の選考を行っています。九州大学男女共同参画推進室ホームページ <http://www.dan.jyo.kyushu-u.ac.jp>

九州大学では、新規採用教員は原則として、採用後 5 年間は英語による授業を行うこととなります。

九州大学では、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の趣旨に則り、教員の選考を行います。